

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時00分 開議

○議長（林 健児君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第57号大治町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

議案第57号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、お願いします。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

総務建設常任委員会は、12月8日に開会しました。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第57号大治町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

第2条で職員1週間当たりの通常勤務が2分の1を超えない範囲とのことだが、月に換算しても全体で2分の1なのかとの問いに、5分単位で1週間の勤務時間2分の1を超えない範囲なので月に換算しても超えていなければ問題ないとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第58号大治町公共施設修繕等基金条例の制定についてを議題とします。

議案第58号について、総務建設常任委員長より報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、お願いします。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議案第58号大治町公共施設修繕等基金条例の制定については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

災害時など特別な事例があった場合に基金の運用はどの問いに、処分の理由に該当しない限りは使えないことになっており、災害時に施設を修繕する場合には使えると思うが、災害対策で使うことはできないとの答弁でした。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[[なし]の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[[なし]の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第59号大治町多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

議案第59号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（林 健児君）

文教厚生常任委員長、お願いします。

○文教厚生常任委員長（後藤田麻美子君）

文教厚生常任委員会は12月9日、開会しました。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第59号大治町多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

第7条・第8条のところ、町長が特別な理由があると認めるとき使用料の一部を減免ということはどういうことなのか。損害賠償させることが適当でないと認めた場合、どのようなものを想定しているのかとの問いに対しまして、他の公共施設で運用しているが、国や他の地方公共団体、そして減免対象となっている団体を想定している。損害賠償については個別の検討となるものであるとの答弁でした。

また、浴室の使用で老人福祉センターには月曜から金曜まで利用者がいる。総合福祉センターを利用してもらいたいとの話になっているが、老人福祉センターを使いたいという声も聞いているが、どう検討されたのかとの問いに対しまして、多世代交流センターは子供から高齢者の皆さんに使っていただくということで、これまでの高齢者施設とは全く違うものと理解していただきたい。そのため高齢者には月曜日から金曜日は無料の総合福祉センターで入浴してもらい、そのかわりに一般の方で土曜日・日曜に入浴を希望される方は多世代交流センターで入浴をしていただきたいとの答弁でした。

また、監視カメラというものは何台設置の予定なのかとの問いに対しまして、防犯カメラは9台、レコーダー1台、液晶ディスプレイ1台を設置する予定ですとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。大治町多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について、反対します。

この条例は、大治町老人福祉センター、町在宅老人デイサービスセンターと町立西公民館を廃止して、新たに多世代交流センターを設置するためのものです。老人福祉センターの無料の入浴の機能を総合福祉センターに移管することで高齢者の無料の入浴はずっと守られることになり、その点は大変評価できます。しかし、老人福祉センターのときは平日月曜日から金曜日まで高齢者の方が入浴できたのが、町が示した方針によるとその曜日は入浴できなくなります。この点で大治町多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について反対します。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田麻美子議員。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の立場から討論を行わせていただきます。

多世代交流センターの設置目的は、これまでの老人福祉センターの機能を総合福祉センターに集約した上で、子供から高齢者までの全ての町民の方を対象に交流の場の提供と交流の促進を図るために設置されるものであります。施設のうち浴室については災害

時においても使用可能な状態を保つことができるように維持管理することを前提とし、多世代の利用が多く見込まれる利用日として土曜日と日曜日が定められております。いずれの内容にしても町が実施する福祉施策として適切なものでありますので、皆様の御賛同をお願いいたします。以上で終わります。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第60号大治町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてを議題とします。

議案第60号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、お願いします。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議案第60号大治町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

定年前再任用、暫定再任用の制度で雇用上の保険などの取り扱いはどのようになるのかとの問いに、2つの制度とも一度退職し再度任用する形となり、勤務時間にもよるが暫定再任用の場合、常勤職員と同じ勤務時間の雇用ができるので共済組合に加入し、雇用保険も暫定再任用、定年前再任用ともに週20時間以上の雇用など規定はあるが、雇用保険に加入するとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第61号大治町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第61号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（林 健児君）

文教厚生常任委員長、お願いします。

○文教厚生常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第61号大治町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。大治町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について、反対します。

この条例の一部改正は大治町多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の制定と一体のものです。しかし、議決要件が違うため別建てとなっています。よって、大治町多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についての反対理由と同じ理由で、大治町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について反対します。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○1番（鈴木 満君）

議長。

○議長（林 健児君）

1番鈴木 満議員。

○1番（鈴木 満君）

1番鈴木 満です。大治町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について賛成する立場から、さきの多世代交流センターの賛成討論に加え、施設の全体の利用方法が十分議論された内容になっており、町民の方々の利用が拡充されるものでありますので、私はこの案に賛成します。皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

なお、この条例は地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員の3分の2以上のものの同意により可決となります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立9人で出席議員の3分の2を超えております。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第62号から日程第8、議案第64号までを一括議題とします。

議案第62号から議案第64号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

予算決算常任委員長、お願いします。

○予算決算常任委員長（松本英隆君）

予算決算常任委員会に付託されました事件の結果について、会議規則第41条の規定により御報告いたします。

去る12月6日の本会議において、当委員会に審査を付託されました議案につきましては、12月8日に総務建設分科会、12月9日に文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日、委員会の全体会を開き、各分科会委員長の審査報告を受けました。

その結果、議案第62号につきましては、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号・64号の2議案につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第62号令和4年度大治町一般会計補正予算（第9号）の討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。令和4年度一般会計補正予算（第9号）に反対します。

歳入の中に名古屋西流通センター清算金収入が提案されています。これは名古屋西流通センターの株式全てを入札によって民間事業者に譲渡したことによる収入です。議案質疑の中で第2段階で入札で落札できなかった民間事業者の応札金額が明らかにされませんでした。株式会社の最高決定機関である株主総会は株主の過半数で議決できます。名古屋西流通センターは海部地区の7市町村が3分の2の株式を持っています。つまり3分の2が税金から拠出されていました。当然落札できなかった民間事業者の応札金額を公表すべきであったと考えます。よって、令和4年度一般会計補正予算（第9号）に



反対します。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山照洋議員。

○6番（若山照洋君）

6番若山照洋です。議案第62号令和4年度大治町一般会計補正予算（第9号）について、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の補正は、職員の業務増に伴う人件費、高騰している光熱水費や老人福祉センターなどを多世代交流センターにするための監理委託料や改修工事費などが計上されております。また、これらは一般財源などを活用し、適正に措置がされております。よって、この議案に私は賛成するものです。皆様の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第63号令和4年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[[なし]の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第64号令和4年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第65号第5次大治町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。議案第65号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、お願いします。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議案第65号第5次大治町総合計画基本構想の策定については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

総合計画の基本構想だが、全体的にどのようなビジョンで作成したのかとの問いに、平成28年3月に総合戦略を策定し、地方創生の推進を図り、近年の行政を取り巻く状況を各課で課題整理し、どのような方向性で進んでいるのか各職員取り組んできました。住民意識調査アンケート、パブリックコメントや各種団体とのヒアリングを行い、今後10年間住み続けたい、住んでよかったと認めていただけるようにする思いで策定を進めているとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。第5次大治町総合計画基本構想の策定について、反対します。

町総人口の見通しがまちづくりの基本目標と主な施策のもとになっています。その総人口の見通しの起点が2020年の国勢調査による人口の数値です。そして大治町の2020年の国勢調査による人口の数値よりも直近の住民基本台帳による人口の数値のほうがより妥当性があると考え、第5次大治町総合計画基本構想の策定について反対します。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本英隆議員。

○7番（松本英隆君）

7番松本です。議案第65号第5次大治町総合計画基本構想の策定について、賛成の立場で討論を行います。

この策定は住民意識調査、団体ヒアリング、パブリックコメント、総合計画審議会などから意見を聞き策定されたと伺っております。10年後の町の将来像として、「つなげよう、広げよう 心かようまち おおはる」を掲げ、基本目標として「共守」「共育」「共助」「共存」「共創」の5つの推進を図ることを定めています。行政のみならず町民一人一人が共に考え行動することで町の活性化につながると考えております。

また、基本計画は現在策定中ではありますが、町民の目線に立った、よりわかりやすい計画となるよう期待を込めまして賛成討論とします。皆様の御賛同をよろしくお願い致します。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第66号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長、お願いします。

○町長（村上昌生君）

議案第66号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和4年12月16日提出、大治町長。

この案を提出するのは、大治町特別職の給与改定に準じ、大治町議会の議員の期末手当を改定するためでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[[「なし」の声あり]]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第66号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに異議ございませんか。

[[「異議なし」の声あり]]

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第66号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

議案第66号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第67号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長、お願いします。

○町長（村上昌生君）

議案第67号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和4年12月16日提出、大治町長。

この案を提出するのは、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、大治町特別職の期末手当を改定するためでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題になっています議案第67号は、会議規則第39条第3項の規定により委員

会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第67号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

議案第67号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第67号は可決されました。

日程第12、議案第68号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長、お願いします。

○町長（村上昌生君）

議案第68号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和4年12月16日提出、大治町長。

この案を提出するのは、人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、給料月額及び勤勉手当を改定するためでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第68号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第68号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

議案第68号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第68号は可決されました。

日程第13、議案第69号令和4年度大治町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長、お願いします。

○町長（村上昌生君）

議案第69号令和4年度大治町一般会計補正予算（第10号）。

令和4年度大治町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6835万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億2403万2000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和4年12月16日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきましては、人事院勧告に基づく給与の改定等による

人件費の補正を初め、機構改革に伴い部署名変更とフロアレイアウト変更の対応費及び出産・子育て応援金を給付するためのシステムの構築費として、システム改修等業務委託料を2384万8000円増額し、妊娠時及び出産時にそれぞれ5万円を給付するため、出産・子育て応援事業費として4104万2000円を計上し、健康増進のための寄附採納に伴い、健康増進事業で活用するプロジェクターを購入するため、保健センターの備品購入費を19万6000円増額するものでございます。

歳入におきましては、これらの財源として、出産・子育て応援交付金として国庫支出金4735万9000円、県支出金684万円を計上し、保健衛生事業寄附金として10万8000円を計上し、財政調整基金繰入金を1404万9000円増額するものでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫君でございます。職員手当等の勤勉手当でございます。さまざまな部署で増額補正されておりますが、これ勤勉手当の在職の基準日ですね。それはどうなっているのでしょうか。

○総務課長（佐藤友哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務課長。

○総務課長（佐藤友哉君）

勤勉手当の在職の基準日でございますが、12月期の勤勉手当につきましては12月1日、6月期におきましては6月1日が基準日となっております。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

ということは、今回12月採用の職員の方もみえます。そういう方も全額かどうかわか



りませんが勤勉手当の対象だということだと思いますが、そこら辺はどうなのかということと、今回勤勉手当を増額補正されている部署とされていない部署があります。9月の補正で人事異動による補正はやっているわけだから、きちっとそこはやってあって補正が上がっていないということは職員が退職などにより減ったか、または新規採用は全額じゃないから減ったのか。そこら辺理由があると思いますが、そこら辺詳しい説明を求めます。

○総務課長（佐藤友哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務課長。

○総務課長（佐藤友哉君）

まず1つ目の御質問で12月1日採用も対象になるかという御質問ですが、12月1日時点で在職している職員には支給の対象となります。

2点目ですが、増額されている部署としていない部署というのがあるという御質問でございますが、今回給与改定に伴いまして全給料から職員手当、共済組合負担金、それ全体を再度再計算をしまして、支給率、あと給与月額、それぞれの見直しを行って再計算いたしました。その中で現給与予算と支出の見込みの中で不足が生じているものについては今回補正させていただいている、そういった中身でございます。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

ちょっと今の説明わかりにくかったんですが、勤勉手当での項目で当初予算より足りない場合があつて、ほかにその中で流用できれば勤勉手当の補正を上げないということなんですか。もともと勤勉手当ふえていくわけだから、私はその分の人数がいるんだつたらきちっと上げるべきだと。流用などは余りすべきじゃないと思うんですが、そこら辺何か流用と受け取れるような答弁だったんですが、そこはどうでしょうか。

○総務課長（佐藤友哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務課長。

○総務課長（佐藤友哉君）

先ほどもちょっと説明させていただきましたが、今回増額の改定になっておりますので現況予算と増額した分、もう一度、再度年間のそれぞれの部署ごとの科目ごとの計算をしまして、その中で勤勉手当につきまして不足が生じているものを今回増額しております。

また、議案説明のときにでも説明させていただきましたが、職員手当につきましてもそのほかの住居手当等々の不足の手当につきましても増額の支給の申請等ございましたのであわせて増額の補正を同じタイミングでさせていただいたものでございます。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

2番鈴木康友です。16ページ、17ページ、総務費電子計算費の中のシステム改修等業務委託料ということで、こちらの中にございますレイアウト変更でしたりとか、また想定される機器、備品等の購入など工事等の詳細、もう少し詳しく御明示いただきたいと思えます。

○企画課長（水野克哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

企画課長。

○企画課長（水野克哉君）

今の質問に対する答弁でございますが、レイアウトにつきましては機構改革に伴いまして大きく総務部の中のレイアウトが変わってくるという想定で見込ませていただいております。あと、機器ということにつきましては、現状あるものを最大限活用しながらですのでLAN等が必要になるかもしれませんが、そういったものに対する費用となっております。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

先ほど御説明いただいた内容のもう少し確認なんですが、LAN等が必要になるというのはこれは有線、線自体を購入するわけではなくて、その布設工事も含めてこの金額になるという想定でよろしかったですか。

○企画課長（水野克哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

企画課長。

○企画課長（水野克哉君）

足りなければ必要な分を購入する可能性もありますが、足りないところの補充というものも含んでございます。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第69号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

議案第69号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第69号は可決されました。

日程第14、人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについてを議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについて。

候補者熊澤貞子氏は、人権擁護委員として適任であり推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は、熊澤貞子さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、熊澤貞子さんを適任とすることに決定いたしました。

日程第15、人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについてを議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長、お願いします。

○町長（村上昌生君）

人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについて。

候補者若山雅子氏は、人権擁護委員として適任であり推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は、若山雅子さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、若山雅子さんを適任とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで令和4年12月大治町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時46分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 林 健 児

署名議員 松 本 英 隆

署名議員 吉 原 経 夫